

一時保育の無償化・利用者負担軽減について

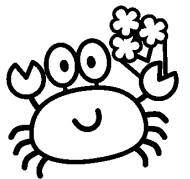
◆無償化(施設等利用給付)について◆

●事前に「新2号または新3号認定」の取得が必要となります。

- ・新2号認定・・・保育の必要性（保護者の就労や出産、求職活動等）が認められる3歳児から5歳児までの子ども
- ・新3号認定・・・保育の必要性が認められる0歳児から2歳児までの
市民税非課税世帯の子ども（年齢は4月1日時点の満年齢）

詳しくは、裏面の問い合わせ先までご確認ください。

（市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。）



●上限額

・新2号認定 月額37,000円 ・新3号認定 月額42,000円

までを上限に利用料が無償化となります。（他サービスの無償化相当額分を含む）

※長岡豊学校に通っている子どもは

新2号認定11,300円から預かり保育料の無償化相当額を控除した残額

新3号認定16,300円から預かり保育料の無償化相当額を控除した残額が上限額となります。

◆利用者負担軽減について◆

以下に該当する世帯が一時保育を利用した場合に利用料が軽減されます。

対象世帯	給付上限額
①生活保護世帯	日額3,000円上限
②市民税非課税世帯	日額2,400円上限
③市民税所得割額が77,101円以下の世帯	日額2,100円上限
④その他長岡市が必要と認めた世帯	日額1,500円上限

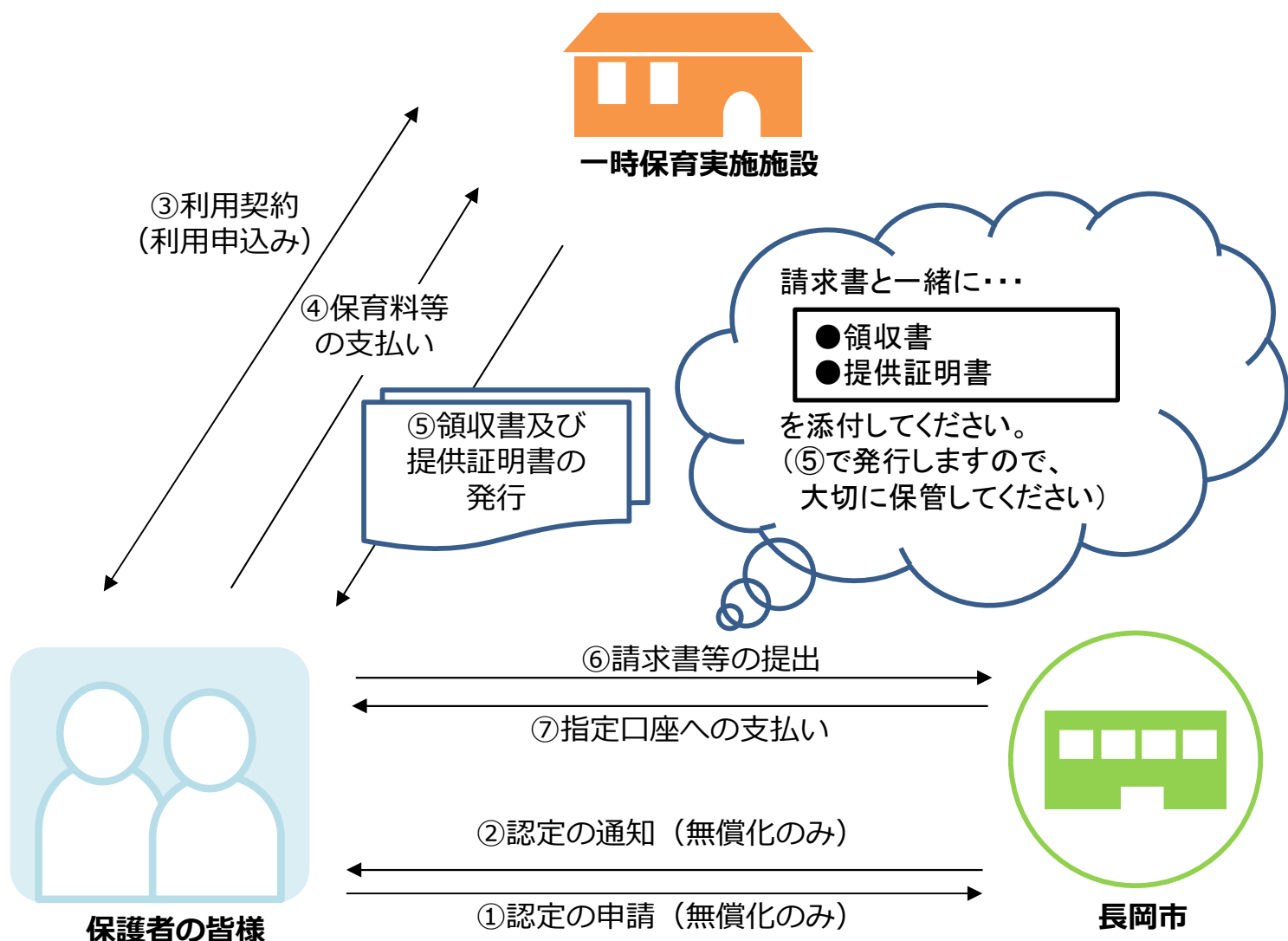
※対象となる世帯か否かは申請をいただいた後、保育課、子ども政策課で判定します。

○【共通】利用後請求の方法

施設に利用料等をお支払いいただいた後、請求書・領収書・提供証明書を市に提出してください。市が審査した後、上限額の範囲内で保護者が指定する口座に支払います。なお、利用者負担軽減の申請を行う場合は、一時保育を利用した月の翌月15日まで（15日が祝休日の場合は直前の平日まで）に請求書類を市に提出してください。

※対象経費は保育利用料のみです。（給食費等は対象外です。）

[手続きのイメージ]



※公立園はキャッシュレス決済を導入しているため領収書は発行されません。(提出は不要です。)

請求書などの申請に必要な書類や、手続きの詳細については各種サービスを実施している施設、または下記問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。
※請求書は長岡市保育課や一時保育を実施している施設に用意してあります。
また、長岡市ホームページにも掲載されています。
(市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。)

【問い合わせ先】

長岡市教育委員会子ども未来部保育課

住所: 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ6階

電話: 0258-39-2219